

狩猟免許申請に係る医師の診断書について

医師の皆様へ

日頃から、本市の鳥獣保護及び有害鳥獣捕獲について、ご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、銃砲刀剣類所持等取締法では、銃（ライフル銃、散弾銃、空気銃等）の所持許可申請の際に添付が義務づけられている医師の診断書は、精神保健指定医等の作成した診断書でなければなりません。

一方、狩猟免許申請の際にも鳥獣保護法に規定する申請者の欠格事由に該当する病気の有無の確認のため、医師の診断書の添付が必要ですが、こちらは精神保健指定医でなくても証明できる医師であれば、医師の専門は問わないこととなっております。

市としましては、近年、イノシシやサル等による農林業被害に加え、以前には無かった平場でのクマの出没が発生している中、有害鳥獣捕獲の担い手の確保が必要であり、市民の皆様積極的に狩猟免許を取得していただきたいと考えておりますので、診断書の発行についてご理解とご協力をお願いいたします。

【制度の違い】

	猟銃等所持許可	狩猟免許
根拠法令	銃砲刀剣類所持等取締法	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
制度の概要	狩猟や射撃のためにライフル銃、散弾銃、空気銃等の銃器を所持するために必要な許可	狩猟を行うために必要な資格 (狩猟免許には網猟免許、わな猟免許、第1種銃猟免許、第2種銃猟免許の4種類がある。)
申請先	都道府県公安委員会	都道府県知事
診断書作成の医師の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・精神保健指定医 ・2年以上精神障害の診断治療に従事した医師 ・本診断書作成日より前に1回以上、申請者の心身状況について診断したことがある医師 	医師の指定なし (内科医の診断書でも可)

お問い合わせ先

阿賀野市 産業建設部 農林課 農林整備係

電話番号 0250-61-2478